

公立病院改革プランの概要

団 体 名		登米市					
プ ラ ン の 名 称		登米市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 20年 12月 19日 (平成22年2月3日改定)					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	登米市立佐沼病院 登米市立米谷病院 登米市立豊里病院 登米市立よねやま病院 登米市立登米診療所 登米市立上沼診療所 登米市立津山診療所					
	所 在 地	佐沼病院 : 登米市迫町佐沼字下田中25 米谷病院 : 登米市東和町米谷字本町200 豊里病院 : 登米市豊里町土手下74-1 よねやま病院 : 登米市米山町桜岡大又3-1 登米診療所 : 登米市登米町寺池桜小路100 上沼診療所 : 登米市中田町上沼字弥勒寺下22-6 津山診療所 : 登米市津山町柳津本町1-1					
	病 床 数	佐沼病院:300床 米谷病院:49床 豊里病院:99床 よねやま病院:53床 合計:501床					
	診 療 科 目	佐沼病院 : 内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科 米谷病院 : 内科、整形外科、歯科口腔外科 豊里病院 : 内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、歯科 よねやま病院 : 内科、外科、歯科、人工透析 登米診療所 : 内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科 上沼診療所 : 内科、小児科 津山診療所 : 内科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>本市は、平成17年4月の合併により旧町から引き継いだ5病院2診療所の運営を行ってきたが、医師不足や診療報酬改定、施設の耐震問題などの影響により、現行の医療体制を維持することが困難な状況となっている(平成20年4月、再編計画で登米病院が無床診療所となり4病院3診療所体制となっている)。</p> <p>そのため、市立病院・診療所それぞれの地域的・機能的な特性を生かしながら協力・連携体制を取り、医療の維持・充実を図っていく。</p> <p>具体的には、佐沼病院を地域の中核的な病院と位置付け、救急や急性期の医療を担うとともに、回復期リハビリテーション病棟及び療養病棟を設置し、在宅復帰までの医療提供を行う。豊里病院については現体制を維持していく。米谷病院については平成24年度までは現状(49床)の体制を維持し、救急告示病院等の役割を担う。よねやま病院については、透析患者の診療体制を充実し、平成23年4月から有床診療所(5床)に再編する。登米診療所、上沼診療所及び津山診療所それぞれの地域における1次医療を担う。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<p>(繰出金通知によるもの)</p> <p>救急医療確保に必要な経費 附属診療所の運営に要する経費 建設改良に要する経費 企業債元利償還金 病院の再編等に要する経費 など</p> <p>(特殊事情によるもの)</p> <p>企業債元利償還金(繰出基準を超える部分) 建設改良に要する経費(繰出基準を超える部分) 不良債務解消のための補助金 地域医療の確保に要する経費 など</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	85.2	85.1	89.9	94.4	100.0	
	職員給与費比率	58.5	66.7	65.0	59.4	57.0	
	病床利用率	73.7	71.8	62.6	62.6	86.0	
	医業収支比率	84.3	82.4	84.1	85.3	94.8	
上記目標数値設定の考え方	<p>平成22年度末までに佐沼病院の耐震補強改修工事が完了し回復期リハビリテーション病棟及び療養病棟が整備され、平成23年度から3病院4診療所の体制が整うことにより経常黒字化が達成される。</p> <p>さらに、不良債務が解消される(見込みでは平成27年度)までこの水準を維持していく。(経常黒字化の目標年度:平成23年度)</p>						

				団体名 (病院名)	登米市 (登米市病院事業)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考	
	年間延入院患者数(人)	161,486	131,221	114,495	114,544	118,077	
	年間延外来患者数(人)	358,313	327,407	312,120	311,779	289,158	
	年間延訪問看護患者数(人)	13,669	18,365	21,987	22,658	25,472	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成20年4月より佐沼病院及び豊里病院において外来投薬の院外処方を開始。平成23年度より登米診療所で院外処方を実施。米谷病院、よねやま病院的院外処方を推進。 平成23年4月より米谷病院、よねやま病院及び登米診療所の歯科を民営化。				
		事業規模・形態の見直し	平成20年4月から地方公営企業法全部適用を実施。今後、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入及び民間譲渡の可能性についても検討を行う。 平成19年度時点の5病院(599床)2診療所を平成23年4月に3病院(376床)4診療所(5床)体制とする。 佐沼病院は地域の中核的な病院として二次医療までを担い、回復期リハビリテーション及び療養機能を持たせる。豊里病院は回復期・療養機能の維持向上に努める。米谷病院については、平成24年度までは現状の医療提供体制を維持する。 よねやま病院は平成23年4月から有床診療所(5床)へ移行する。				
		経費削減・抑制対策	平成20年度に登米病院を無床診療所化したことにより98床削減し、職員数を34人減 平成23年度によねやま病院を有床診療所化(5床)し、48床を削減 平成23年4月に佐沼病院の病床数を228床(一般198床、リハ30床、療養30床)とし、72床削減 医師と看護師・コメディカルのバランスを是正し、病院の役割や規模に合わせた定員管理を行う。 組織体制の見直し、退職勧奨年齢の引き下げや市長部局との人事交流等により職員数の削減を図るとともに人件費の削減策を検討していく。 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について再点検を行い、徹底的な効率化を図り材料費の削減を行う。また、委託業務に関しては、委託内容・委託先・契約方法全般について見直しを行う。				
		収入増加・確保対策	検診・検査等の業務の拡大。 薬剤管理指導や栄養管理指導の強化・充実により増収を図る。 訪問看護ステーションの充実により訪問看護患者数の増加を図る。 平均在院日数の短縮や空き病床の有効利用など効率的なベットコントロールを徹底し、病床利用率の向上を図る。 診療報酬の請求漏れの削減に努める。 平成21年8月より登米診療所で日曜診療を実施				
		その他	宮城県医師育成機構や市独自の医学生奨学金制度等を活用し、医師の招聘を図る 職員の資質向上並びにサービスの向上を図るため、各種研修を実施する。 佐沼病院南館については、平成22年度末までに耐震補強改修工事の実施と合わせて回復期リハビリテーション病棟及び療養病棟を整備する。				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	18年度	69.6%	19年度	73.7%	20年度	71.8%
		佐沼病院	75.7%	佐沼病院	75.5%	佐沼病院	70.3%
		登米病院	69.5%	登米病院	52.1%	-	-
		米谷病院	43.9%	米谷病院	84.5%	米谷病院	85.8%
		豊里病院	88.5%	豊里病院	88.3%	豊里病院	77.4%
	よねやま病院	63.7%	よねやま病院	65.6%	よねやま病院	56.4%	
病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床の削減 平成20年3月 599床(佐沼300、登米98、米谷49、豊里99、よねやま53) 平成20年4月 501床(佐沼300、米谷49、豊里99、よねやま53) 平成23年4月 351床(佐沼228、米谷49、豊里99、よねやま5) *登米病院は平成20年4月から無床診療所へ移行 *よねやま病院は平成23年4月から有床診療所(5床)へ移行 *佐沼病院は300床から228床へ削減 施設の整備 平成21～22年度 佐沼病院南館の耐震補強改修工事 平成21～22年度 登米診療所の新築、旧病院の解体 平成22年度 米谷病院の部分改修及び旧病棟の解体、よねやま病院の部分改修						

団体名 (病院名)	登米市 (登米市病院事業)
--------------	------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	宮城県登米医療圏は、登米市の区域と同じであるため、圏内に所在する公立の医療機関は本市の4病院3診療所。 〔登米市立佐沼病院(300床)、登米市立米谷病院(49床)、登米市立豊里病院(99床)、登米市立よねやま病院(53床)、登米市立登米診療所、登米市立上沼診療所、登米市立津山診療所〕	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	佐沼病院については、中核的な病院としての診療内容等を検討し、豊里病院とともに現体制で存続する。 また、佐沼病院に付加すべき機能として、心循環・脳神経外科、回復期リハビリテーション病棟の設置が必要とされている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<時期> 平成19年12月 平成20年 1月 平成20年 4月 平成20年12月 平成21年 8月 平成22年 2月 平成23年 4月	<内容> 登米市地域医療福祉体制検討委員会報告 登米市立病院再編の基本方針を公表 登米病院を無床診療所化 登米診療所で在宅療養支援診療所の実施 登米診療所で日曜診療の実施 登米市立病院改革プランを見直し(米谷病院を平成24年度末まで継続) よねやま病院の有床診療所化
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「登米市立病院等運営協議会」において、改革プランの取り組み状況等の点検・評価を行う	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	「登米市立病院等運営協議会」の審議を経て、毎年度10月末までに市議会、広報、ホームページ等に公表する。	
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金を増額等により、収支計画に掲げた各年度の「単年度資金不足額」の水準達成を図ることとする。また、平成27年度以降は新たな単年度資金不足額を発生させないこととする。	

(別紙)

団体名 (病院名)	登米市 (病院事業)
--------------	---------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
収入	1. 医業収益 a	8,415	8,120	6,669	6,569	6,937	6,776
	(1) 料 金 収 入	8,108	7,877	6,259	5,852	5,882	5,720
	(2) そ の 他	307	242	410	717	1,054	1,056
	うち他会計負担金	71	25	214	532	872	872
	2. 医業外収益	512	462	553	735	1,012	660
	(1) 他会計負担金・補助金	440	410	503	693	965	611
	(2) 国(県)補助金	1	1		1	22	24
	(3) そ の 他	72	51	50	41	25	24
	経常収益(A)	8,927	8,582	7,222	7,304	7,949	7,436
	支出	1. 医業費用 b	9,791	9,632	8,094	7,807	8,134
(1) 職員給与費 c		4,557	4,746	4,450	4,269	4,124	3,865
(2) 材 料 費		2,700	2,654	1,681	1,589	1,590	1,401
(3) 経 費		2,077	1,799	1,550	1,533	1,606	1,545
(4) 減価償却費		431	415	396	399	404	322
(5) そ の 他		28	19	17	17	410	19
2. 医業外費用		473	446	396	321	290	283
(1) 支払利息		247	247	245	181	190	191
(2) そ の 他		226	199	151	140	100	93
経常費用(B)		10,264	10,078	8,491	8,128	8,425	7,434
経常損益(A)-(B)(C)	1,337	1,496	1,269	825	476	1	
特別損益	1. 特別利益(D)		1		227	226	227
	2. 特別損失(E)	7	4	4	4	4	4
	特別損益(D)-(E)(F)	7	4	4	223	222	224
純 損 益 (C)+(F)	1,343	1,500	1,273	602	254	225	
累 積 欠 損 金 (G)	7,234	8,734	10,007	10,608	10,862	10,638	
不良債務	流動資産(ア)	1,457	1,518	1,275	1,192	1,198	1,165
	流動負債(イ)	1,997	3,122	2,140	2,474	2,547	2,186
	うち一時借入金	1,300	2,500	1,680	2,190	2,250	1,930
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
差引不良債務(オ)	540	1,604	864	1,282	1,348	1,020	
単年度資金不足額(カ)	540	1,064	740	418	66	328	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	87.0	85.2	85.1	89.9	94.4	100.0	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(カ)} \times 100$	6.4	19.7	12.9	19.5	19.4	15.0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	85.9	84.3	82.4	84.1	85.3	94.8	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	54.1	58.5	66.7	65.0	59.4	57.0	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	540	1,604	2,467	2,661	2,501	1,946	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(カ)} \times 100$	6.4	19.7	37.0	40.5	36.0	28.7	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	6.4	19.7	12.9	19.5	19.4	15.0	
病 床 利 用 率	69.6	73.7	71.7	62.6	62.6	86.0	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

(例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

(注)四捨五入により百万円単位で表示しているため、計数が符号しない場合がある。

団体名 (病院名)	登米市 (病院事業)
--------------	---------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
		区分					
収 入	1. 企 業 債	140		2,190	24	598	
	2. 他 会 計 出 資 金	335	435	347	665	538	316
	3. 他 会 計 負 担 金		6	28	62	46	55
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金				71	681	451
	7. そ の 他		1	1			
	収 入 計 (a)	475	442	2,566	822	1,862	822
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - (b) + (c) (A)	475	442	2,566	822	1,862	822	
支 出	1. 建 設 改 良 費	194	127	49	449	1,500	451
	2. 企 業 債 償 還 金	335	307	886	536	542	543
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他		6	28	62	46	55
	支 出 計 (B)	530	439	964	1,046	2,088	1,049
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	55	3	1,603	224	226	227	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	55					227
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他				224	226	
計 (D)	55			224	226	227	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		3	1,603				
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)		3	1,603				

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(27)	(26)	(104)	(92)	(442)	(442)
	510	435	718	1,449	2,063	1,711
資 本 的 収 支	(89)	(183)	(162)	(349)	(270)	(167)
	335	441	376	727	584	371
合 計	(116)	(209)	(265)	(441)	(712)	(609)
	845	877	1,093	2,176	2,647	2,082

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

公立病院改革プランの概要

団 体 名		登米市					
プ ラ ン の 名 称		登米市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 20年 12月 19日 (平成22年2月3日改定)					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	登米市立佐沼病院					
	所 在 地	登米市迫町佐沼字下田中25					
	病 床 数	300床(一般)					
	診 療 科 目	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>地域の中核的病院として救急及び急性期の入院・治療を行う二次医療を担う。 また、脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対応するため回復期リハビリテーション病棟を設置するとともに、在宅復帰や転退院が容易でない患者に対応するため療養病棟を設置し、入院から在宅復帰までの一貫した医療を提供する。 さらには、在宅療養患者の急変時に備えた病床(バックベッド)を有し、在宅療養支援診療所の後方支援医療機関の役割を担う。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>(繰出金通知によるもの) 救急医療確保に必要な経費 建設改良に要する経費 企業債元利償還金 など (特殊事情によるもの) 企業債元利償還金(繰出基準を超える部分) 建設改良に要する経費(繰出基準を超える部分) 不良債務解消のための補助金 地域医療の確保に要する経費 など</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	84.7	84.7	87.0	91.2	96.7	
	職員給与費比率	57.2	66.6	64.0	59.2	56.7	
	病床利用率	75.5	70.3	55.4	55.5	86.3	
	医業収支比率	85.7	83.0	84.4	88.5	94.5	
上記目標数値設定の考え方		<p>佐沼病院の経常黒字化は平成24年度以降になる見込みであるが、病院事業全体では平成23年度から3病院4診療所の体制が整うことにより経常黒字化が達成される。 さらに、不良債務が解消される(見込みでは平成27年度)まではこの水準を下回らないよう経営の効率化に努める。 (経常黒字化の目標年度:平成24年度以降)</p>					

				団体名 (病院名)	登米市 (登米市立佐沼病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
年間延入院患者数(人)		82,916	76,993	60,686	60,808	71,831	
年間延外来患者数(人)		141,224	127,616	117,785	112,556	115,843	
年間延訪問看護患者数(人)				1,687	1,731	1,940	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	平成20年4月より外来投薬の院外処方を開始。					
	事業規模・形態の見直し	平成20年4月から地方公営企業法全部適用を実施。 今後、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入及び民間譲渡の可能性についても検討を行う。 病床数を現在の300床から228床(一般168、回復リハ30、療養30)へ減床。					
	経費削減・抑制対策	平成23年4月に佐沼病院の病床数を228床(一般198床、リハ30床、療養30床)とし、72床削減 医師と看護師・コメディカルのバランスを是正し、病院の役割や規模に合わせた定員管理を行う。 組織体制の見直し、退職勧奨年齢の引き下げや市長部局との人事交流等により職員数の削減を図るとともに人件費の削減策を検討していく。 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について再点検を行い、徹底的な効率化を図り材料費の削減を行う。また、委託業務に関しては、委託内容・委託先・契約方法全般について見直しを行う。					
	収入増加・確保対策	検診・検査等の業務の拡大。 薬剤管理指導や栄養管理指導の強化・充実により増収を図る。 訪問看護ステーションの充実により訪問看護患者数の増加を図る。 平均在院日数の短縮や空き病床の有効利用など効率的なベットコントロールを徹底し、病床利用率の向上を図る。 診療報酬の請求漏れの削減に努める。					
その他	宮城県医師育成機構や市独自の医学生奨学金制度等を活用し、医師の招聘を図る 職員の資質向上並びにサービスの向上を図るため、各種研修を実施する。 平成22年度未までに耐震補強改修工事の実施と合わせて回復期リハビリテーション病棟及び療養病棟を整備する。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	75.7%	19年度	75.5%	20年度	70.3%
	病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等	病床の削減 平成21～22年度 佐沼病院南館の耐震補強改修工事 平成23年4月 病床数を300床から228へ削減					

		団体名 (病院名)	登米市 (登米市立佐沼病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	宮城県登米医療圏は、登米市の区域と同じであるため、圏内に所在する公立の医療機関は本市の4病院3診療所。 〔登米市立佐沼病院(300床)、登米市立米谷病院(49床)、登米市立豊里病院(99床)、登米市立よねやま病院(53床)、登米市立登米診療所、登米市立上沼診療所、登米市立津山診療所〕	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	佐沼病院は、中核的な病院としての診療内容を検討し、現体制で存続する。 また、佐沼病院に付加すべき機能として心循環・脳神経外科、回復期リハビリテーション病棟の設置が必要とされている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年12月 平成20年 1月 平成20年 4月 平成20年12月 平成21年 8月 平成22年 2月 平成23年 4月	<内容> 登米市地域医療福祉体制検討委員会報告 登米市立病院再編の基本方針を公表 登米病院を無床診療所化 登米診療所で在宅療養支援診療所の実施 登米診療所で日曜診療の実施 登米市立病院改革プランを見直し(米谷病院を平成24年度末まで継続) よねやま病院の有床診療所化
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「登米市立病院等運営協議会」において、改革プランの取り組み状況等の点検・評価を行う	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	「登米市立病院等運営協議会」の審議を経て、毎年度10月末までに市議会、広報、ホームページ等に公表する。	
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金を増額等により、収支計画に掲げた各年度の「単年度資金不足額」の水準達成を図ることとする。また、平成27年度以降は新たな単年度資金不足額を発生させないこととする。	

(別紙)

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立佐沼病院)
--------------	-------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
収入	1. 医業収益 a	4,349	4,235	3,547	3,381	3,388	3,701
	(1) 料 金 収 入	4,210	4,117	3,283	2,840	2,734	2,966
	(2) そ の 他	140	118	264	541	654	735
	うち他会計負担金	24	13	174	450	568	642
	2. 医業外収益	227	188	285	293	285	286
	(1) 他会計負担金・補助金	191	153	247	261	249	247
	(2) 国(県)補助金		1		1	20	23
	(3) そ の 他	36	35	38	31	15	16
	経常収益(A)	4,577	4,423	3,831	3,674	3,672	3,986
	支出	1. 医業費用 b	4,954	4,944	4,272	4,005	3,828
(1) 職員給与費 c		2,309	2,422	2,362	2,165	2,006	2,097
(2) 材 料 費		1,463	1,449	847	769	713	756
(3) 経 費		929	817	812	824	842	876
(4) 減価償却費		240	244	240	243	254	176
(5) そ の 他		13	12	12	5	12	12
2. 医業外費用		277	277	250	219	201	204
(1) 支払利息		167	168	170	146	150	152
(2) そ の 他		110	108	80	73	51	52
経常費用(B)		5,231	5,221	4,521	4,224	4,028	4,121
経常損益(A)-(B)(C)	655	798	690	550	356	135	
特別損益	1. 特別利益(D)		1		137	136	136
	2. 特別損失(E)	3	1	2	2	2	2
	特別損益(D)-(E)(F)	3	0	2	135	134	135
純 損 益 (C)+(F)	658	798	692	415	222	0	
累 積 欠 損 金 (G)	4,717	5,515	6,207	6,622	6,844	6,844	
不良債務	流動資産(ア)						
	流動負債(イ)						
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)						
差引不良債務(オ)							
単年度資金不足額(カ)							
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	87.5	84.7	84.7	87.0	91.2	96.7	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$							
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	87.8	85.7	83.0	84.4	88.5	94.5	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	53.1	57.2	66.6	64.0	59.2	56.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	75.7	75.5	70.3	55.4	55.5	86.3	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) 「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

(注) 四捨五入により百万円単位で表示しているため、計数が符号しない場合がある。

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立佐沼病院)
--------------	-------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
		区分					
収 入	1. 企業債	98		1,034	24	488	
	2. 他会計出資金	156	270	237	414	391	185
	3. 他会計負担金		3	17	37	28	33
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金				31	312	407
	7. その他		1	1			
	収入計 (a)	254	274	1,289	505	1,220	625
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - (b) + (c) (A)	254	274	1,289	505	1,220	625	
支 出	1. 建設改良費	138	85	48	285	1,005	407
	2. 企業債償還金	156	182	262	318	322	322
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他		3	17	37	28	33
	支出計 (B)	295	271	327	640	1,355	762
差引不足額 (B) - (A) (C)	40	3	962	135	136	136	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	40					136
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他				135	136	
計 (D)	40			135	136	136	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)			3	962			
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)			3	962			

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支						
資本的収支						
合計						

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

公立病院改革プランの概要

団 体 名		登米市					
プ ラ ン の 名 称		登米市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 20年 12月 19日 (平成22年2月3日改定)					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	登米市立米谷病院(上沼診療所を含む)					
	所 在 地	登米市東和町米谷字本町200 (上沼診療所:登米市中田町上沼字弥勒寺下22-6)					
	病 床 数	49床(一般)					
	診 療 科 目	内科、整形外科、歯科口腔外科 (上沼診療所:内科、小児科)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		平成24年度末までは現状の医療提供体制を維持し、救急告示病院の役割・機能を果たすとともに、在宅療養支援診療所の後方支援医療機関の役割も担う。 上沼診療所については、一次医療機能を維持しながら、かかりつけ医としての機能を果たすとともに、在宅療養支援診療所としての役割を担う。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		(繰出金通知によるもの) 救急医療確保に必要な経費 附属診療所の運営に要する経費 建設改良に要する経費 企業債元利償還金 など (特殊事情によるもの) 企業債元利償還金(繰出基準を超える部分) 建設改良に要する経費(繰出基準を超える部分) 不良債務解消のための補助金 地域医療の確保に要する経費 など					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	85.4	91.6	96.6	97.1	102.9	
	職員給与費比率	61.6	60.5	57.3	53.4	52.0	
	病床利用率	84.5	85.8	87.3	87.8	87.8	
	医業収支比率	80.1	85.8	89.9	75.2	95.9	
上記目標数値設定の考え方		平成22年度末までに佐沼病院の耐震補強改修工事が完了し回復期リハビリテーション病棟及び療養病棟が整備され、平成23年度から3病院4診療所の体制が整うことにより経常黒字化が達成される。 さらに、不良債務が解消される(見込みでは平成27年度)までこの水準を維持していく。 (経常黒字化の目標年度:平成23年度)					

				団体名 (病院名)	登米市 (登米市立米谷病院) 上沼診療所を含む		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
年間延入院患者数(人)		15,150	15,354	15,622	15,696	15,696	
年間延外来患者数(人)		45,265	43,799	43,667	43,142	37,954	
年間延訪問看護患者数(人)		6,456	7,487	8,386	8,699	9,825	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	外来投薬の院外処方推進 平成23年度から歯科口腔外科の民営化					
	事業規模・形態の見直し	平成20年4月から地方公営企業法全部適用を実施。 今後、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入及び民間譲渡の可能性についても検討を行う。					
	経費削減・抑制対策	医師と看護師・コメディカルのバランスを是正し、病院の役割や規模に合わせた定員管理を行う。 組織体制の見直し、退職勧奨年齢の引き下げや市長部局との人事交流等により職員数の削減を図るとともに人件費の削減策を検討していく。 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について再点検を行い、徹底的な効率化を図り材料費の削減を行う。また、委託業務に関しては、委託内容・委託先・契約方法全般について見直しを行う。					
	収入増加・確保対策	検診・検査等の業務の拡大。 薬剤師管理指導や栄養管理指導の強化・充実により増収を図る。 訪問看護ステーションの充実により訪問看護患者数の増加を図る。 平均在院日数の短縮や空き病床の有効利用など効率的なベットコントロールを徹底し、病床利用率の向上を図る。 診療報酬の請求漏れの削減に努める。					
その他	宮城県医師育成機構や市独自の医学生奨学金制度等を活用し、医師の招聘を図る 職員の資質向上並びにサービスの向上を図るため、各種研修を実施する。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	43.9%	19年度	84.5%	20年度	85.8%
	病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等	現病床数を維持。 耐震不足により現在使用していない病棟(84床)は解体し、合わせて現施設の部分改修を行う。					

		団体名 (病院名)	登米市 (登米市立米谷病院) 上沼診療所を含む
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	宮城県登米医療圏は、登米市の区域と同じであるため、圏内に所在する公立の医療機関は本市の4病院3診療所。 〔登米市立佐沼病院(300床)、登米市立米谷病院(49床)、登米市立豊里病院(99床)、登米市立よねやま病院(53床)、登米市立登米診療所、登米市立上沼診療所、登米市立津山診療所〕	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	無医地区住民に受診機会を提供する医療機関としての役割を担う。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年12月 平成20年 1月 平成20年 4月 平成20年12月 平成21年 8月 平成22年 2月 平成23年 4月	<内容> 登米市地域医療福祉体制検討委員会報告 登米市立病院再編の基本方針を公表 登米病院を無床診療所化 登米診療所で在宅療養支援診療所の実施 登米診療所で日曜診療の実施 登米市立病院改革プランを見直し(米谷病院を平成24年度末まで継続) よねやま病院の有床診療所化
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「登米市立病院等運営協議会」において、改革プランの取り組み状況等の点検・評価を行う	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	「登米市立病院等運営協議会」の審議を経て、毎年度10月末までに市議会、広報、ホームページ等に公表する。	
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金を増額等により、収支計画に掲げた各年度の「単年度資金不足額」の水準達成を図ることとする。また、平成27年度以降は新たな単年度資金不足額を発生させないこととする。	

(別紙)

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立米谷病院) 上沼診療所を含む
--------------	-------------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,030	894	925	983	1,089	1,001
	(1) 料 金 収 入	972	862	873	915	913	891
	(2) そ の 他	58	32	51	68	175	109
	うち他会計負担金	24	2	18	39	144	80
	2. 医 業 外 収 益	65	95	98	99	338	98
	(1) 他会計負担金・補助金	61	92	95	97	335	95
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	4	3	3	3	2	2
	経 常 収 益 (A)	1,095	989	1,022	1,082	1,426	1,098
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,332	1,116	1,078	1,094	1,448
(1) 職 員 給 与 費 c		654	551	560	563	581	521
(2) 材 料 費		351	307	291	300	300	296
(3) 経 費		282	225	192	196	207	191
(4) 減 価 償 却 費		43	31	34	34	35	35
(5) そ の 他		2	2	2	1	325	2
2. 医 業 外 費 用		45	41	38	26	21	23
(1) 支 払 利 息		20	18	17	4	5	6
(2) そ の 他		25	23	21	22	17	17
経 常 費 用 (B)		1,378	1,158	1,116	1,120	1,469	1,067
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	282	169	94	38	43	31	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)				22	23	30
	2. 特 別 損 失 (E)	1	1	1	1	1	1
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	1	1	1	21	21	28
純 損 益 (C) + (F)	284	170	95	17	22	59	
累 積 欠 損 金 (G)	894	1,064	1,159	1,176	1,198	1,139	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)						
	流 動 負 債 (イ)						
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ()							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	79.5	85.4	91.6	96.6	97.1	102.9	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$							
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	77.3	80.1	85.8	89.9	75.2	95.9	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	63.4	61.6	60.5	57.3	53.4	52.0	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	43.9	84.5	85.8	87.3	87.8	87.8	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

(注)四捨五入により百万円単位で表示しているため、計数が符号しない場合がある。

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立米谷病院) 上沼診療所を含む
--------------	-------------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	13		328		69		
	2. 他会計出資金	32	68	37	75	45	45	
	3. 他会計負担金			3	6	5	7	
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金					10		
	7. その他							
	収入計 (a)	45	68	368	81	128	52	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	45	68	368	81	128	52	
	支 出	1. 建設改良費	14	31		31	79	
		2. 企業債償還金	32	37	205	67	67	74
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他				3	6	5	7	
支出計 (B)		46	68	207	104	151	81	
差引不足額 (B) - (A) (C)		1		160	22	23	30	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	1					30	
	2. 利益剰余金処分量							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他				22	23		
計 (D)		1			22	23	30	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)				160				
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E) - (F)				160				

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支						
資本的収支						
合計						

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

公立病院改革プランの概要

団 体 名		登米市					
プ ラ ン の 名 称		登米市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 20年 12月 19日 (平成22年2月3日改定)					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	登米市立豊里病院(津山診療所を含む)					
	所 在 地	登米市豊里町土手下74-1 (津山診療所:登米市津山町柳津本町1-1)					
	病 床 数	99床(一般69、療養30)					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		病院を含め老人保健施設、サービスセンター、訪問看護ステーションとの連携を図り、総合的な高齢者医療福祉の一翼を担い、地域に密着した医療サービスを提供する。 津山診療所は、平成22年4月より豊里病院からの医師派遣により地域の一次医療を担う。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		(繰出金通知によるもの) 救急医療確保に必要な経費 附属診療所の運営に要する経費 建設改良に要する経費 企業債元利償還金 など (特殊事情によるもの) 企業債元利償還金(繰出基準を超える部分) 建設改良に要する経費(繰出基準を超える部分) 不良債務解消のための補助金 地域医療の確保に要する経費 など					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	91.0	85.7	98.5	101.8	105.6	
	職員給与費比率	55.0	73.6	71.7	68.0	64.8	
	病床利用率	88.3	77.4	81.0	80.0	84.5	
	医業収支比率	91.6	84.3	89.0	92.5	96.8	
上記目標数値設定の考え方		病院事業全体では、平成23年度から3病院4診療所の体制が整うことにより経常黒字化が達成される。 豊里病院は平成22年度から経常黒字となる見込みである。 さらに、不良債務が解消される(見込みでは平成27年度)までこの水準を維持していく。 (経常黒字化の目標年度:平成23年度)					

				団体名 (病院名)	登米市 (登米市立豊里病院) 津山診療所を含む		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
年間延入院患者数(人)		32,008	27,967	29,284	28,950	30,550	
年間延外来患者数(人)		83,923	80,966	78,504	79,767	80,606	
年間延訪問看護患者数(人)		7,213	10,878	11,914	12,228	13,707	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	平成20年4月より外来投薬の院外処方を開始。					
	事業規模・形態の見直し	平成20年4月から地方公営企業法全部適用を実施。 今後、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入及び民間譲渡の可能性についても検討を行う。					
	経費削減・抑制対策	医師と看護師・コメディカルのバランスを是正し、病院の役割や規模に合わせた定員管理を行う。 組織体制の見直し、退職勧奨年齢の引き下げや市長部局との人事交流等により職員数の削減を図るとともに人件費の削減策を検討していく。 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について再点検を行い、徹底的な効率化を図り材料費の削減を行う。また、委託業務に関しては、委託内容・委託先・契約方法全般について見直しを行う。					
	収入増加・確保対策	訪問看護ステーションの充実により訪問看護患者数の増加を図る。 検診・検査等の業務の拡大。 薬剤師管理指導や栄養管理指導の強化・充実により増収を図る。 平均在院日数の短縮や空き病床の有効利用など効率的なベットコントロールを徹底し、病床利用率の向上を図る。 診療報酬の請求漏れの削減に努める。					
その他	宮城県医師育成機構や市独自の医学生奨学金制度等を活用し、医師の招聘を図る 職員の資質向上並びにサービスの向上を図るため、各種研修を実施する。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	88.5%	19年度	88.3%	20年度	77.4%
	病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等	現病床数を維持					

団体名
(病院名)

登米市
(登米市立豊里病院)
津山診療所を含む

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	宮城県登米医療圏は、登米市の区域と同じであるため、圏内に所在する公立の医療機関は本市の4病院3診療所。 〔登米市立佐沼病院(300床)、登米市立米谷病院(49床)、登米市立豊里病院(99床)、登米市立よねやま病院(53床)、登米市立登米診療所、登米市立上沼診療所、登米市立津山診療所〕	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	豊里病院は、現状の医療提供体制を維持する。 津山診療所は、へき地における医療を担う。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年12月 平成20年 1月 平成20年 4月 平成20年12月 平成21年 8月 平成22年 2月 平成23年 4月	<内容> 登米市地域医療福祉体制検討委員会報告 登米市立病院再編の基本方針を公表 登米病院を無床診療所化 登米診療所で在宅療養支援診療所の実施 登米診療所で日曜診療の実施 登米市立病院改革プランを見直し(米谷病院を平成24年度末まで継続) よねやま病院の有床診療所化
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「登米市立病院等運営協議会」において、改革プランの取り組み状況等の点検・評価を行う	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	「登米市立病院等運営協議会」の審議を経て、毎年度10月末までに市議会、広報、ホームページ等に公表する。	
その他特記事項		今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金を増額等により、収支計画に掲げた各年度の「単年度資金不足額」の水準達成を図ることとする。また、平成27年度以降は新たな単年度資金不足額を発生させないこととする。	

(別紙)

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立豊里病院) 津山診療所を含む
--------------	-------------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,343	1,457	1,138	1,191	1,266	1,348
	(1) 料 金 収 入	1,302	1,412	1,074	1,106	1,152	1,218
	(2) そ の 他	41	46	64	84	114	129
	うち他会計負担金		4	19	41	71	85
	2. 医 業 外 収 益	75	61	75	171	168	167
	(1) 他会計負担金・補助金	50	52	69	166	163	161
	(2) 国 (県) 補 助 金		1				
	(3) そ の 他	25	8	6	5	5	5
	経 常 収 益 (A)	1,418	1,519	1,213	1,361	1,434	1,515
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,489	1,590	1,350	1,338	1,368
(1) 職 員 給 与 費 c		663	802	837	854	861	874
(2) 材 料 費		402	429	167	158	161	171
(3) 経 費		330	273	270	257	272	276
(4) 減 価 償 却 費		88	82	73	67	70	69
(5) そ の 他		5	4	2	3	3	3
2. 医 業 外 費 用		96	79	67	44	40	41
(1) 支 払 利 息		48	48	49	27	29	29
(2) そ の 他		48	31	18	17	10	11
経 常 費 用 (B)		1,585	1,670	1,416	1,382	1,408	1,434
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	167	151	204	21	26	80	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)				45	45	61
	2. 特 別 損 失 (E)	2					
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	2			45	45	61
純 損 益 (C) + (F)	169	151	204	24	71	142	
累 積 欠 損 金 (G)	228	379	582	558	487	345	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)						
	流 動 負 債 (イ)						
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (イ)						
差引 不 良 債 務 (オ)							
	{ (イ) - (イ) } - { (ア) - (ウ) }						
単 年 度 資 金 不 足 額 ()							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	89.4	91.0	85.7	98.5	101.8	105.6	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$							
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.2	91.6	84.3	89.0	92.5	96.8	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	49.3	55.0	73.6	71.7	68.0	64.8	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	88.5	88.3	77.4	81.0	80.1	84.5	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

(注) 四捨五入により百万円単位で表示しているため、計数が符号しない場合がある。

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立豊里病院) 津山診療所を含む
--------------	-------------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 企 業 債	6		633			
	2. 他 会 計 出 資 金	65	62	48	122	65	66
	3. 他 会 計 負 担 金		1	6	12	9	15
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金					11	44
	7. そ の 他						
	収 入 計 (a)	71	63	687	135	85	125
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	71	63	687	135	85	125	
支 出	1. 建 設 改 良 費	16	10		61	11	44
	2. 企 業 債 償 還 金	65	52	360	106	110	127
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他		1	6	12	9	15
	支 出 計 (B)	80	63	367	180	130	186
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	9		320	45	45	61	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	9					61
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他				45	45	
計 (D)	9			45	45	61	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)			320				
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)			320				

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 益 的 収 支						
資 本 的 収 支						
合 計						

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

公立病院改革プランの概要

団 体 名		登米市					
プ ラ ン の 名 称		登米市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 20年 12月 19日 (平成22年2月3日改定)					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	登米市立よねやま病院					
	所 在 地	登米市米山町桜岡大又3 - 1					
	病 床 数	53床(一般)					
	診 療 科 目	内科、外科、歯科、人工透析					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		平成23年3月までは、病院として現状の医療提供体制を維持する。 その後は、診療所として一次医療機能を維持していく。 佐沼病院の透析診療の休止に伴い、よねやま病院の透析患者の診療体制の充実を図る。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		(繰出金通知によるもの) 救急医療確保に必要な経費 附属診療所の運営に要する経費 建設改良に要する経費 企業債元利償還金 など (特殊事情によるもの) 企業債元利償還金(繰出基準を超える部分) 建設改良に要する経費(繰出基準を超える部分) 不良債務解消のための補助金 地域医療の確保に要する経費 など					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	88.3	82.1	81.1	91.5	102.2	
	職員給与費比率	59.1	67.6	70.6	57.0	44.9	
	病床利用率	65.6	56.4	46.0	47.0		
	医業収支比率	80.1	77.0	74.6	85.6	94.3	
上記目標数値設定の考え方		平成22年度末までに佐沼病院の耐震補強改修工事が完了し回復期リハビリテーション病棟及び療養病棟が整備され、平成23年度から3病院4診療所の体制が整うことにより経常黒字化が達成される。 さらに、不良債務が解消される(見込みでは平成27年度)までこの水準を維持していく。 (経常黒字化の目標年度:平成23年度)					

				団体名 (病院名)	登米市 (登米市立よねやま病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
年間延入院患者数(人)		12,734	10,907	8,903	9,090		
年間延外来患者数(人)		40,344	37,737	36,850	40,350	25,473	
年間延訪問看護患者数(人)							
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	平成23年4月より歯科の民営化 外来投薬の院外処方を推進					
	事業規模・形態の見直し	平成20年4月から地方公営企業法全部適用を実施。 今後、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入及び民間譲渡の可能性について も検討を行う。 平成23年4月から診療所化により病床数を現在の53床から5床へ減床。					
	経費削減・抑制対策	平成23年4月に有床診療所化し、病床を48床削減 医師と看護師・コメディカルのバランスを是正し、病院の役割や規模に合わせた定員管 理を行う。 組織体制の見直し、退職勧奨年齢の引き下げや市長部局との人事交流等により職員数 の削減を図るとともに人件費の削減策を検討していく。 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について再点検を行い、徹底的な効率化を図り材 料費の削減を行う。また、委託業務に関しては、委託内容・委託先・契約方法全般について 見直しを行う。					
	収入増加・確保対策	診療報酬の請求漏れの削減に努める。					
その他	宮城県医師育成機構や市独自の医学生奨学金制度等を活用し、医師の招聘を図る 職員の資質向上並びにサービスの向上を図るため、各種研修を実施する。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その 他の 特記 事項	病床利用率の状況	18年度	63.7%	19年度	65.6%	20年度	56.4%
	病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等	病床の削減 平成23年4月 有床診療所(5床)へ移行					

		団体名 (病院名)	登米市 (登米市立よねやま病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	宮城県登米医療圏は、登米市の区域と同じであるため、圏内に所在する公立の医療機関は本市の4病院3診療所。 【登米市立佐沼病院(300床)、登米市立米谷病院(49床)、登米市立豊里病院(99床)、登米市立よねやま病院(53床)、登米市立登米診療所、登米市立上沼診療所、登米市立津山診療所】	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	平成23年3月までは病院としての医療提供体制を維持していく。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年12月 平成20年 1月 平成20年 4月 平成20年12月 平成21年 8月 平成22年 2月 平成23年 4月	<内容> 登米市地域医療福祉体制検討委員会報告 登米市立病院再編の基本方針を公表 登米病院を無床診療所化 登米診療所で在宅療養支援診療所の実施 登米診療所で日曜診療の実施 登米市立病院改革プランを見直し(米谷病院を平成24年度末まで継続) よねやま病院の有床診療所化
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「登米市立病院等運営協議会」において、改革プランの取り組み状況等の点検・評価を行う	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	「登米市立病院等運営協議会」の審議を経て、毎年度10月末までに市議会、広報、ホームページ等に公表する。	
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金を増額等により、収支計画に掲げた各年度の「単年度資金不足額」の水準達成を図ることとする。また、平成27年度以降は新たな単年度資金不足額を発生させないこととする。	

(別紙)

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立よねやま病院)
--------------	---------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医業収益 a	785	793	707	674	807	512
	(1) 料金収入	769	774	688	659	753	474
	(2) その他	16	19	19	15	54	38
	うち他会計負担金		2	3	2	42	29
	2. 医業外収益	58	54	66	76	75	58
	(1) 他会計負担金・補助金	54	51	63	73	73	58
	(2) 国(県)補助金						
	(3) その他	4	3	3	3	3	
	経常収益(A)	843	847	774	750	882	570
	入	1. 医業費用 b	958	990	918	904	943
(1) 職員給与と費 c		426	469	478	476	460	230
(2) 材料費		254	262	231	229	271	159
(3) 経費		236	223	177	171	187	133
(4) 減価償却費		41	36	31	28	24	21
(5) その他		1	1	1	1	1	1
2. 医業外費用		29	26	25	21	20	15
(1) 支払利息		7	7	7	4	5	3
(2) その他		21	19	18	17	15	12
経常費用(B)		987	1,017	943	925	964	558
出	経常損益(A)-(B) (C)	143	170	169	175	81	12
	1. 特別利益(D)				22	23	
	2. 特別損失(E)						
特別損益	特別損益(D)-(E) (F)				22	22	
	純損益(C)+(F)	144	170	170	153	59	11
不良債務	累積欠損金(G)	606	777	947	1,100	1,159	1,147
	流動資産(P)						
不良債務	流動負債(I)						
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(Q)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額						
	不良債務差引 { (I)-(I) } - { (P)-(Q) } (O)						
単年度資金不足額()							
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	85.5	83.3	82.1	81.1	91.5	102.2	
不良債務比率 $\frac{(O)}{a} \times 100$							
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	82.0	80.1	77.0	74.6	85.6	94.3	
職員給与と費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	54.2	59.1	67.6	70.6	57.0	44.9	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率							
病床利用率	63.7	65.6	56.4	46.0	47.0	-	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

(注)四捨五入により百万円単位で表示しているため、計数が符号しない場合がある。

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立よねやま病院)
--------------	---------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債			176		40	
	2. 他 会 計 出 資 金	39	30	19	47	25	14
	3. 他 会 計 負 担 金		1	3	6	5	
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金					66	
	7. そ の 他						
	収 入 計 (a)	39	30	198	53	135	14
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - ((b) + (c)) (A)	39	30	198	53	135	14	
支 出	1. 建 設 改 良 費				31	117	
	2. 企 業 債 償 還 金	39	30	35	39	37	14
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他		1	3	6	5	
	支 出 計 (B)	39	30	37	75	158	14
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)			160	22	23		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金						
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
計 (D)				22	23		
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)			160				
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)			160				

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 益 的 収 支						
資 本 的 収 支						
合 計						

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

公立病院改革プランの概要

団 体 名	登米市						
プ ラ ン の 名 称	登米市立病院改革プラン						
策 定 日	平成 20年 12月 19日 (平成22年2月3日改定)						
対 象 期 間	平成 20年度 ~ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	登米市立登米診療所					
	所 在 地	登米市登米町寺池桜小路100					
	病 床 数						
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		一次医療機能を維持しながら、かかりつけ医としての機能を果たすとともに、在宅療養支援診療所としての役割を担う。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		(繰出金通知によるもの) 附属診療所の運営に要する経費 建設改良に要する経費 企業債元利償還金 など (特殊事情によるもの) 企業債元利償還金(繰出基準を超える部分) 建設改良に要する経費(繰出基準を超える部分) 不良債務解消のための補助金 地域医療の確保に要する経費 など					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	79.4	77.3	91.6	96.0	105.1	
	職員給与費比率	67.9	60.8	61.9	55.4	67.0	
	病床利用率	52.1					
	医業収支比率	74.7	73.9	73.2	70.8	85.0	
上記目標数値設定の考え方		平成22年度末までに佐沼病院の耐震補強改修工事が完了し回復期リハビリテーション病棟及び療養病棟が整備され、平成23年度から3病院4診療所の体制が整うことにより経常黒字化が達成される。 さらに、不良債務が解消される(見込みでは平成27年度)までこの水準を維持していく。 (経常黒字化の目標年度:平成23年度)					

				団体名 (病院名)	登米市 (登米市立登米診療所)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
年間延入院患者数(人)		18,678					
年間延外来患者数(人)		47,557	37,289	35,314	35,964	29,282	
年間延訪問看護患者数(人)							
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	平成23年4月より歯科の民営化 平成23年4月から外来投薬の院外処方を実施					
	事業規模・形態の見直し	平成20年4月から地方公営企業法全部適用を実施。 今後、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入及び民間譲渡の可能性についても検討を行う。					
	経費削減・抑制対策	医師と看護師・コメディカルのバランスを是正し、病院の役割や規模に合わせた定員管理を行う。 組織体制の見直し、退職勧奨年齢の引き下げや市長部局との人事交流等により職員数の削減を図るとともに人件費の削減策を検討していく。 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について再点検を行い、徹底的な効率化を図り材料費の削減を行う。また、委託業務に関しては、委託内容・委託先・契約方法全般について見直しを行う。					
	収入増加・確保対策	平成21年8月より日曜診療を実施 診療報酬の請求漏れの削減に努める。					
その他	宮城県医師育成機構や市独自の医学生奨学金制度等を活用し、医師の招聘を図る 職員の資質向上並びにサービスの向上を図るため、各種研修を実施する。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	69.5%	19年度	52.1%	20年度	—— %
	病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等	平成21年度から平成23年度にかけて診療所を新築し、現在使用している旧病院の施設 については解体する。					

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立登米診療所)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	宮城県登米医療圏は、登米市の区域と同じであるため、圏内に所在する公立の医療機関は本市の4病院3診療所。 【登米市立佐沼病院(300床)、登米市立米谷病院(49床)、登米市立豊里病院(99床)、登米市立よねやま病院(53床)、登米市立登米診療所、登米市立上沼診療所、登米市立津山診療所】		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	他の医療機関との連携を図り、一次医療機関としての役割を担う。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年12月 平成20年 1月 平成20年 4月 平成20年12月 平成21年 8月 平成22年 2月 平成23年 4月	<内容> 登米市地域医療福祉体制検討委員会報告 登米市立病院再編の基本方針を公表 登米病院を無床診療所化 登米診療所で在宅療養支援診療所の実施 登米診療所で日曜診療の実施 登米市立病院改革プランを見直し(米谷病院を平成24年度末まで継続) よねやま病院の有床診療所化	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「登米市立病院等運営協議会」において、改革プランの取り組み状況等の点検・評価を行う		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	「登米市立病院等運営協議会」の審議を経て、毎年度10月末までに市議会、広報、ホームページ等に公表する。		
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金を増額等により、収支計画に掲げた各年度の「単年度資金不足額」の水準達成を図ることとする。また、平成27年度以降は新たな単年度資金不足額を発生させないこととする。		

(別紙)

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立登米診療所)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	907	740	352	341	388	215
	(1) 料 金 収 入	856	712	340	332	331	171
	(2) そ の 他	51	28	11	9	57	44
	うち他会計負担金	24	4			47	35
	2. 医 業 外 収 益	87	64	30	96	146	52
	(1) 他会計負担金・補助金	83	63	30	96	144	50
	(2) 国 (県) 補 助 金					1	1
	(3) そ の 他	3	2				
	経 常 収 益 (A)	994	804	382	437	534	267
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,058	991	476	466	548
(1) 職 員 給 与 費 c		506	502	214	211	215	144
(2) 材 料 費		229	206	144	133	144	18
(3) 経 費		299	261	99	86	99	69
(4) 減 価 償 却 費		18	21	19	28	21	21
(5) そ の 他		6	2		7	69	1
2. 医 業 外 費 用		26	22	17	12	8	1
(1) 支 払 利 息		5	5	2			
(2) そ の 他		20	17	16	11	7	1
経 常 費 用 (B)		1,083	1,013	494	477	556	254
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	90	209	112	41	22	13	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)		2				
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)		2				
純 損 益 (C) + (F)	90	211	112	41	22	13	
累 積 欠 損 金 (G)	788	999	1,111	1,152	1,174	1,162	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)						
	流 動 負 債 (イ)						
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
不 良 債 務 差 引 {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)} (オ)							
単 年 度 資 金 不 足 額 ()							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	91.7	79.4	77.3	91.6	96.0	105.1	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$							
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	85.8	74.7	73.9	73.2	70.8	85.0	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	55.8	67.9	60.8	61.9	55.4	67.0	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	69.5	52.1	-	-	-	-	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

(注)四捨五入により百万円単位で表示しているため、計数が符号しない場合がある。

団体名 (病院名)	登米市 (登米市立登米診療所)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	22		19			
	2. 他 会 計 出 資 金	43	6	6	8	12	6
	3. 他 会 計 負 担 金		1				
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金				40	283	
	7. そ の 他						
	収 入 計 (a)	65	7	25	48	294	6
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - ((b) + (c)) (A)	65	7	25	48	294	6	
支 出	1. 建 設 改 良 費	26	1		42	288	
	2. 企 業 債 償 還 金	43	5	25	6	6	6
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他		1				
	支 出 計 (B)	70	7	25	48	294	6
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)		4					
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	4					
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
計 (D)	4						
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 益 的 収 支						
資 本 的 収 支						
合 計						

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。